

# 狛江市小口事業資金

## 《融資あっ旋制度のご案内》

狛江市では、市内の中小企業者及び農業者の健全な経営活動を促進し、経営安定化を図るために、特定金融機関に融資あっ旋を行っています。ご利用いただくことにより、利子及び信用保証料の一部を補助しております。

### 1. 融資あっ旋の要件

- (1) 個人又は法人の代表者が市内に居住し、住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されていること。ただし、東京都農業信用基金協会の保証を得るときは、1年以上居住し、住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されていること。
- (2) 市税が課税され、すでに納期の経過した市税を完納していること。
- (3) 事業内容が堅実であり、適切な事業計画を有し、返済見込があること。
- (4) 東京都内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。ただし、法人にあつては市内に主たる事務所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (5) 常時使用する従業員の数が、20人（商業又はサービス業は5人）以下であること。
- (6) 東京信用保証協会又は東京都農業信用基金協会の保証対象業種であること。
- (7) 現在、狛江市の制度の融資金を償還中でないこと。ただし、借り換えの場合は除く。

原則同一金融機関

### 2. 融資あっ旋の概要

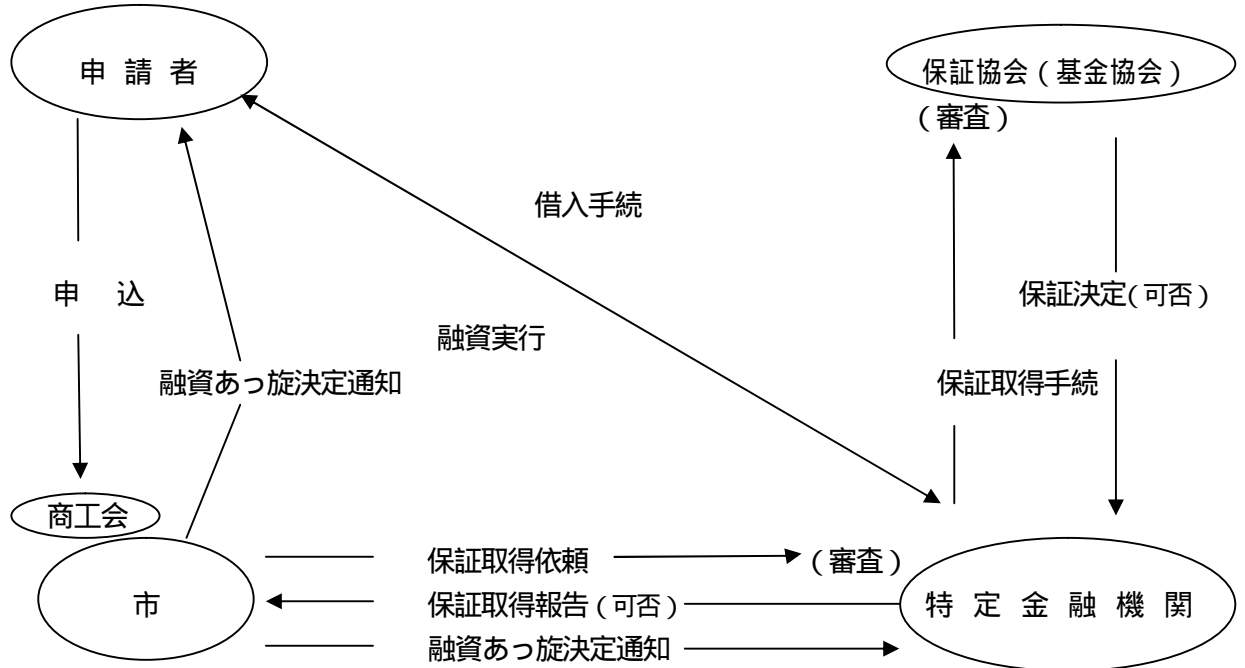
資金の用途		運 転 資 金	設 備 資 金
融資あっ旋額		400万円以内	500万円以内
償 還 期 間		4 年 以 内 6か月の据置期間を含む	6 年 以 内 6か月の据置期間を含む
融 資 利 率		2.0%	
負 担 割 合	事業主負担	1.5%	
	市補助負担	0.5%	
連 帯 保 証 人	個人事業主	保証協会の保証を得る場合 保証協会の判断による 基金協会の保証を得る場合 400万円を超えるとき 1名	
	法人事業者	融資あっ旋を受けようとする額にかかわらず法人の代表者	
保 証 付 融 資		保証協会又は基金協会は、保証金額及び保証期間により保証料を徴収します。 この制度による融資金に相当する保証料の1/2の額を市が補助します。	

申込みは、運転資金又は設備資金のどちらか1つとなります。

設備資金を申込み場合は、添付する見積書の金額以内となります。

### 3. 申請から融資実行まで

申請は、商工会でもできるようにになりました。原則として事業主ご本人が手続きしてください。



### 4. 連帯保証人

- (1) 法人にあっては、融資あっ旋を受けようとする額にかかわらず、法人の代表者が個人の資格で連帯保証人となります。
- (2) 個人で、保証協会の保証を得るときは、保証協会の判断により連帯保証人が必要となる場合があります。
- (3) 個人で、融資あっ旋を受けようとする額が400万円を超える場合であって、基金協会の保証を得るときは、次の要件を備えた確実な連帯保証人が必要です。

市内に居住し、住民基本台帳に記録又は外国人登録原票に登録されていること。

市税が課税され、すでに納期の経過した市税を完納していること。

基金協会の連帯保証人資格基準を満たしていること。

現在この融資あっ旋について、他に連帯保証人になっていないこと。

### 5. 償還方法及び延滞金

- (1) 償還方法は、元金均等月賦償還となります。
- (2) 希望により融資金の残額を繰上償還することができます。
- (3) 償還期間中に融資金を償還しない場合は、市が別に定める割合により、特定金融機関が延滞金を徴収することがあります。

## 6. 申し込みに必要な書類

	個人	法人
申込書（市の所定用紙）（2部）		
印鑑証明（2部）		
連帯保証人の印鑑証明（2部）		
現在事項全部証明書（2部）		
納税証明書（前年度分） 法人税（その1、その2） 又は 法人事業税（1部）		
納税証明書（前年度分） 所得税（その1、その2） 又は 個人事業税（1部）		
見積書・設計図・カタログ等（設備資金のみ）（1部）		
許認可証（許認可を要する業種の場合のみ・コピー不可）		
直近の決算書及び確定申告書（青及び白）の控 （コピー不可）		
外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合のみ）（1部）		

納税証明書は以下のところで交付を受けてください。

法人税・所得税・・・・・・・・武蔵府中税務署（042-362-4711）

法人事業税・個人事業税・・・立川都税事務所（042-523-3171）

証明書等は、3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

## 7. 届 出

融資あっ旋の要件を欠いた場合及び融資あっ旋決定通知書の記載事項に変更が生じた場合は、市役所及び当該特定金融機関に必ず届け出してください。

## 8. 融資あっ旋決定の取り消し

下記の事由の1つに該当したときは、融資あっ旋決定が取消され、融資金の全額又は残額と、既に交付した利子補給補助金相当額を市へ償還していただくことがあります。

- (1) 融資あっ旋決定通知後、10日以内に借入手を完了しないとき。
- (2) 転出・事務所移転など、融資あっ旋の要件を欠いたとき。
- (3) 融資金を目的以外に使用したとき。
- (4) 偽りの申し込みにより、融資金を借り受けたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

## 9. 信用保証料補助

当該特定金融機関から融資が実行された場合、この制度による融資金に相当する信用保証料の1/2の額を市で補助します。

次の書類を持参のうえ、市役所産業生活課に申請してください。

保証決定のお知らせ

印鑑（融資あつ旋を申し込んだときのもの）

繰上償還により信用保証料に変更が生じたときは、既に交付した補助額と変更後の信用保証料の1/2の額との差額を返還していただきます。

## 10. 特定金融機関一覧

金融機関名	住所	電話	保証機関
みずほ銀行 調布支店	調布市小島町 1-14-3	042(484)2211	東京信用保証協会
みずほ銀行 成城支店	世田谷区成城 5-1-25	(3482)8611	〃
東京都民銀行 狛江支店	狛江市東和泉 1-30-4	(3489)5171	〃
三井住友銀行 喜多見支店	狛江市岩戸北 4-15-13	(3488)6501	〃
八千代銀行 和泉多摩川支店	狛江市猪方 3-25-4	(3488)3011	〃
山梨中央銀行 調布支店	調布市国領町 4-42-3	042(485)5211	〃
城南信用金庫 狛江支店	狛江市東和泉 1-30-1	(3489)5191	〃
さわやか信用金庫 多摩川支店	調布市染地 3-1-253	042(483)4011	〃
さわやか信用金庫 喜多見支店	世田谷区喜多見 8-16-10	(3417)1651	〃
多摩信用金庫 調布支店	調布市国領町 1-9-8	042(482)6121	〃
マインズ農業協同組合 狛江支店	狛江市東和泉 1-2-19	(3489)4177	東京都農業信用基金協会

マインズ農業協同組合は、個人事業主の方のみご利用になれます。

問い合わせ先

狛江市役所 市民生活部 地域活性課

03 3430-1111

狛江市商工会

03 3489-0178

## 狛江市小口事業資金融資あっ旋申込書

年 月 日

狛江市長

あて

申 込 人	住所 又は所在	狛江市		
	法人名	電話		設立年月日
				年 月 日
	氏名 又は代表者名	⑩		生年月日
				年 月 日 才
	屋号・商号		業 種	
	資本金	万円	創 業	年 月
	常時使用する 従業員数	内家族従業員数	現在地営業年数	年 月
営 業 総 年 数			年 月	
主な取扱品目				

連 帯 保 証 人	住 所		生 年 月 日	年 月 日 才
	氏 名	⑩	申 込 人 と の 関 係	

申 込 内 容	資 金 使 途	1. 運 転 資 金                      2. 設 備 資 金		
	必 要 理 由 (具体的に記入)			
	希 望 金 額	万円	希 望 償 還 期 間	か 月
			内 希 望 据 置 期 間	か 月
希 望 金 融 機 関	銀 行 ・ 信 用 金 庫 ・ 組 合			支 店

受 付 年 月 日	受 付 番 号

決 裁			
担 当 者	係 長	課 長 補 佐	課 長